

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

義援金差押禁止法とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、平成23年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立させたものである。

また、平成28年熊本地震や平成30年の大阪府北部地震、平成30年7月豪雨の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など、個々の災害に対応した時限立法として、災害発生たびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時に常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

よって、国においては、近年、自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、義援金差押禁止法の恒久法としての立法化を早期に進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成31年3月14日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
内閣官房長官	菅義偉様

いわき市議会議長 菅波 健